

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 「あっぴるの里 久保田」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 第 0690100409 号)

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づいて、サービス提供契約に際して、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。わからないこと、わかりにくいことがありましたら、遠慮なくご質問ください。

目 次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的と運営方針	2
4. 事業の実施地域、営業時間、定員等	3
5. 従業者の職種、員数及び職務の内容等	3
6. サービスの概要	4
7. サービス利用料金	5
8. 利用にあたっての留意事項	8
9. 非常災害時の対策	9
10. 事故発生時及び緊急時の対応方法	9
11. 協力医療機関等	10
12. 秘密の保持と個人情報の保護	10
13. 介護予防小規模多機能型居宅介護計画	10
14. 介護予防サービス計画の作成等	10
15. 身体拘束等について	11
16. 苦情・相談の受付	11

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 慈福会
法人の種類	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 武田秀則
法人所在地	山形市久保田一丁目7-7
電話番号及びFAX番号	電話：647-6330 FAX：646-1133
設立年月日	平成23年6月10日

2. 事業所の概要

事業所の名称	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 「あっぴるの里 久保田」
事業所の管理者	永井奈穂子
設立年月日	平成24年4月1日
事業所の所在地	山形市久保田一丁目7-7
電話番号及びFAX番号	電話：647-6330 FAX：646-1133

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1. 介護の基本は、利用者の運営方針です。 人権を守り、健全で安らかな生活を提供するよう努めます。2. 利用者の生活を活性化し、生きがいをもって生活してもらうために、季節に応じた行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行います。3. 認知症進行防止と寝たきり防止を図るため。日中はできるだけベッドから離れた生活を支援するよう援助します。4. 時間から時間に追われる介護ではなく、利用者のペースに合わせた利用者本位の介護に努めます。5. 食事は、嗜好と栄養のバランスを考慮しながら季節感を盛り込んだ行

	<p>事食を取り入れ、楽しく家庭的な雰囲気の中で提供できるように努めます。</p> <p>6. 疾病を持つ利用者に対しては医療機関と連携しながら身体状況の観察・把握に努め、医療に万全を期していきます。</p> <p>7. 職員は、常に福祉施設職員としての使命・役割を自覚し、高齢者が地域社会において可能な限り健康で活力のある生活を営むことができるよう支援していきます。</p> <p>8. サービスの質の向上に努めます。このための人材の育成に努めていきます。</p>
--	---

4. 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日：1年365日 営業時間：24時間
サービス提供時間	<p>通いサービス 基本 9：00～17：00 (7：00～21：00の範囲内)</p> <p>泊りサービス 17：00～翌9：00</p> <p>訪問サービス 24時間</p>
通常の事業実施地域	山形市内
定員	<p>登録定員：25名 ※当事業所は、原則として利用申込に 通い定員：15名 じますが、利用定員を超過する場合には、 宿泊定員：9名 サービスの提供ができない日がありますので、ご了承ください。</p>

5. 従業員の職種、員数及び職務内容等

①従業員の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名 (介護従業者兼務)		事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
計画作成担当者	1名 (介護従業者兼務)		利用者・家族から必要な情報を聞き取りし、在宅での生活を継続していくために必要な介護保険サービスや保健・医療・福祉サービス、地域資源等との連携・調整を行います。また、

			「介護予防サービス計画書」及び「介護予防小規模多機能型居宅介護計画書」を作成します。
介護従業者	12名 (うち2名兼務)	2名	利用者の心身の状況に応じた通い、宿泊、訪問サービスの提供を行います。
看護職員	1名		利用者の健康状態を把握し、健康管理への助言や必要な処置を行います。

②主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:30~17:30	介護従業者	昼間の体制 早番 8:00~17:00 日勤 8:30~17:30 遅番 11:00~20:00
計画作成担当者	8:30~17:30		夜間の体制 夜勤 17:00~ 9:00 宿直 20:00~ 7:00
看護職員	8:30~17:30		

6. サービスの概要

通 い	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清潔、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 そして安全で快適な入浴援助を行います。
	日常生活上の援助	上記以外に、移動介助等必要な介護を行います。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握を行います。
	余暇活動	季節や利用者の状況に応じ、室内・屋外・外出での活動を行います。活動内容はレクリエーション的なものに限らず、生活に密着した内容を中心とします。

送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。家族での送迎も可能です。
訪問	利用者の自宅にお伺いし、必要な介護（移動、着脱、排泄等）及び家事援助等の日常生活上の援助を提供します。 訪問時には健康チェック（顔色や意識・いつもと変わらないか等）を行います。 訪問回数・滞在時間は、必要に応じて調整します。
宿泊	利用者の状態、家族の事情に合わせて、宿泊サービスを提供します。 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。 ※通いサービスの延長としての宿泊も可能です。 ※部屋の空き状況や個別事情により、宿泊ができない場合もあります。

7. サービス利用料金

(1)介護保険給付対象サービス

小規模多機能型居宅介護サービス（1ヶ月当り）

介護度	基本利用料	利用者負担金		
		一割	2割	3割
要支援1	34,500円/月	3,450円/月	6,900円/月	10,350円/月
要支援2	69,720円/月	6,972円/月	13,944円/月	20,916円/月

※ 2割負担の方。一定以上の所得（①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上）

※ 平成30年8月から

単身世帯で年金と年金以外の所得合計が340万円以上、夫婦世帯で463万円以上の方が3割負担となります。

その他加算 ※以下の要件を満たす場合、利用者負担金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間について該当 30日を超える入院後に再び利用を開始した場合も該当（1日につき）	300円	30円
サービス提供体制強化加算（I）	従業者に対し個別の研修計画を策定し、利用者に対し、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上の場合もしくは、勤続10年以上	7,500円	750円

	対する情報伝達や技術指導等の会議を定期的に行っている等の要件に該当	介護福祉士の占める割合が25%以上の場合 (1月につき)		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合 (1月につき)	6,400円	640円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを実施。 ・日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加 ・日常的に利用者に関わりのある地域住民の相談に対応する体制を確保 ・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサークル含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成。 ・地域住民等、他事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施(1月につき) 		12,000円	1,200円
若年性認知症利用者受け入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めること(1ヶ月につき)		8,000円	800円
口腔・栄養スクリーニング加算	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合(6ヶ月に1回)		50円/1回	5円/1回
科学的介護推進体制加算	<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者毎の、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ② 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適正かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事。 		400円	40円

中山間地域等の小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に所定単位数の10/100算定されます。 ※山形県全域が豪雪地帯対策特別措置法に指定された特別豪雪地帯に該当。	所定単位数の10.0%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	処遇改善交付金交付の加算要件(Ⅰ)に該当(1月につき)	所定単位数の14.9%

社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

社会福祉法人による利用者負担軽減制度	<p>①高齢福祉年金の受給者や市民税非課税世帯である方等で生計の困難な方が対象です。</p> <p>②「山形市社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を提示された月から利用料負担の軽減ができます。又、有効期間が更新された場合は、必ず再度提示してください。</p>
--------------------	--

※月途中から登録した場合（実際のサービスを利用開始した日）、または月途中に登録を終了した場合（契約を終了した日）には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※介護保険の認定区分に変更があった場合は、同様に利用者の利用負担額が変更されます。

(2)介護保険給付対象外サービス

食事の提供に要する費用	朝食：375円 昼食：680円 夕食：520円
宿泊代	1泊2,860円
オムツ代	実費（持参いただいてもかまいません。）
レクリエーション費	材料費等の実費
光熱費	1日30円（7～9月・11～3月の期間）

(3)利用料金のお支払い方法

利用料、その他の費用の請求	<p>サービスの利用料金等は、毎月1日を起算日とする1ヶ月毎に計算し、ご請求いたします。</p> <p>請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃までに利用者宛にお届けします。</p>
利用料、その他の費用の支払い	請求月26日に、指定金融機関の自動口座引き落としにて、引き落としさせていただきます。

8. 利用にあたっての留意事項

サービス提供中	気分が悪くなった時は、速やかに申し出てください。
食事	食事サービスの利用は任意です。 お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合はあらかじめ事業所に申し出てください。
入浴	入浴サービスについては任意です。
送迎	決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。送迎時間は9時～17時の間となっております。それ以外の時間での送迎はご家族にお願いいたします。
訪問	訪問サービスの提供にあたって、介護保険では次に該当する行為は行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為 ・利用者の家族等に対するサービス ・飲酒及び喫煙 ・利用者または家族等からの金銭または物品の授受 ・利用者または家族等への宗教活動、政治活動、営利活動 ・利用者または家族等に行う迷惑行為 ・居宅介護サービスに位置づけられた以外の訪問介護サービス
宿泊	急な利用希望にもできるだけ対応しますが、宿泊の定員を超える場合は利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、必要度等により調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	暴力行為や騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 無断で他の利用者の宿泊室に入らないようにしてください。
飲酒、喫煙	事業所内での飲酒はご遠慮ください。 事業所内は禁煙になっております。
食べ物等の持ち込み	食品アレルギーの方や食事制限のある利用者の方もおりますので、食べ物等を持ち込みはご遠慮ください。
所持品の持ち込み	貴重品や大金は事業所での管理はできません。
動物の持ち込み	アレルギーの方や動物ざらいの方もおりますので、ペット等の動物の持ち込みはお断りします。
宗教活動、政治活動、営利活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
長期休止について	サービスを休止して3ヶ月以上経過する場合は、契約の終了に関して相談をさせていただきます。
悪天候時の対応について	大雪や台風等の天候不良時は、利用者・家族と相談の上、サービス内容を変更させていただくことがあります。

感染症対策について	利用者や家族に感染症の恐れがある場合は、予防的な処置をとらせていただくことがあります。
その他禁止事項	他の利用者、家族及び職員と金品の貸し借りをを行うことは禁止しております。 職員への贈答品は、お断りしております。 特定の職員に対し、個人的に連絡を行うことはご遠慮ください。

9. 非常災害時の対策

天災等	地震・噴火・台風等の天災、その他事業所の責に帰すべからざる事由により介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの実施が出来なくなった場合には、事業所は利用者に対して当該サービスを実施すべき義務を負いません。
非常災害等	当事業所の災害時非難計画に従い、迅速且つ安全な非難誘導を行います。 火災においては、消火器による初期消火を行います。
避難訓練等	非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を年2回以上定期的に行います。

10. 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応		サービス提供中に事故が発生した場合には、必要に応じて以下の対応を行います。 ①医療機関への連絡と受診 ②利用者の家族への連絡 ③必要時の市への連絡 ④事故原因の解明・改善策の検討 ⑤事業所加入の損害賠償保険に基づく対応				
緊急時の対応		サービス提供中に利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、主治医または協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。状況によっては、事業者の判断で救急隊への依頼または緊急受診を行います。原則として家族に付き添い等をお願いすることになります。				
主治医	主治医			医療機関名		
	所在地			電話		
家族等	①緊急時の連絡先	氏名			続柄	
		電話		携帯		
		住所				
	②緊急時の連絡先	氏名			続柄	
		電話		携帯		
		住所				

1 1. 協力医療機関等

協力医療機関	篠田総合病院	
	所在地：山形市桜町2-68	電話：623-1711

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密保持について	<p>事業者及び事業者の従事者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
従業者に対する秘密の保持について	<p>就業規則にて従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。</p>
個人情報の保護について	<p>事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

1 3. 介護予防小規模多機能型居宅介護計画

介護予防小規模多機能型居宅介護計画について	<p>介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。</p> <p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との相談のうえ介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。</p>
サービス提供に関する記録について	<p>サービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保管します。</p> <p>また、利用者又は家族はその記録を閲覧することができます。複写の交付については、実費（1枚につき10円）をご負担いただきます。</p>

1 4. 居宅サービス計画の作成等

居宅サービス計画の作成について	<p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切に介護予防サービスを提供するために、利用者の解決すべき課題の把握（支援すべき総合的な課題の把握）〔アセスメント〕やサービス担当者会議を行い、下介護予防サービス計画〔ケアプラン〕を作成します。</p>
-----------------	---

15. 身体的拘束等について

身体拘束等の禁止	事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。但し利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束をする場合があります。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「身体拘束禁止チーム」で検討会議を行います。個人では判断しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体拘束が一時的であること。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体拘束等の内容、目的、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を得た文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

16. 苦情・相談の受付

事業所による苦情・相談の受付	事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。 利用受付時間 平日8：30～17：30 647-6330 相談窓口（担当者） 永井奈穂子
その他	山形市役所（介護保険課） 641-1212 山形県国民健康保険団体連合会 0237-87-8003

小規模多機能型居宅介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき、利用者に重要事項の説明を行いました。

事業所所在地	山形市久保田 1 丁目 7-7
事業者法人名	社会福祉法人 慈福会
法人代表者名	理事長 武田秀則 ㊞
事業所名称	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所「あっぴるの里 久保田」
説明者氏名	㊞

私は、本書面に基づいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	㊞
署名代行者	住 所	
	本人との続柄	
	氏 名	㊞
立会人	住 所	
	本人との続柄	
	氏 名	㊞